

浦安市教育委員会

浦安市学校給食 食物アレルギー対応食提供事業(卵、乳除去)の概要

【小学校給食】

改訂 令和6年11月

浦安市教育委員会は、「浦安市学校給食食物アレルギー対応食提供事業実施要綱」に基づき、学校給食から「卵(鶏卵、うずら卵)」、乳(牛乳、乳製品)」(以下、卵、乳という。)を除去した料理を提供する「浦安市学校給食食物アレルギー対応食提供事業」(以下、事業という。)を行っています。

実施にあたっては、国の指針等に沿って安全性を最優先とします。

1 事業の対象者

食物アレルギー対応食を提供するには、以下の内容を満たす必要があります。

- ・食物アレルギーの原因食物が卵、乳の児童で、医師の診断による「学校生活管理指導表(アレルギー疾患用)」(以下、学校生活管理指導表という。)が提出されていること。
- ・卵殻カルシウム、乳糖、乳清焼成カルシウム、添加物の除去が必要ないこと。
- ・加工食品の原材料の欄外表記(注意喚起表示)の表示がある場合について除去が必要ないこと。
- ・原則として卵、乳以外に除去が必要な食物アレルギーがないこと。
ただし、学校給食で使用しない食品(ピーナッツ、アーモンド、カシューナッツ、くるみ、けし、まつ、ピスタチオ、ブラジルナッツ、ヘーゼルナッツ、ペカンナッツ、マカダミアナッツ、そば、イクラ、キウイフルーツ)は除く。
- ・油や食器の共有ができること。
- ・適宜行う保護者面談へ参加できること。
- ・必要な書類を提出できること。
- ・申請等により取得した個人情報について、市と学校で情報共有することへ同意できること。

2 食物アレルギー対応食

(1) 食物アレルギー対応食について

- ・原則として通常の給食(以下、通常給食という。)の献立から、卵、乳を除去した料理。
- ・1メニューで3通り「卵乳除去」、「卵除去」、「乳除去」。
- ・食物アレルギー対応食専用容器(以下、専用容器という。)を1人1個使用して料理を提供。
- ・卵、乳以外の食品は除去しない。
- ・食品別、料理別の段階的対応や、分量による部分解除は行わない。
(例: 自宅で原材料に卵や乳を使用しているパンを食べていても、学校給食では卵や乳を使用しているパンは除去。)

(2) 食物アレルギー対応食を提供する通常給食の献立について

- ・原則は通常給食で卵、乳が使用されている献立のうち、調理場で調理するおかずや汁物について、食物アレルギー対応食の提供をする。
- ・調理場で調理する「揚げパン」や、業者から直接学校へ納品される食品(パン、牛乳、デザート類等)に卵、乳が使用されていても対応しないため、自宅から代わりを持参。
- ・通常給食で卵、乳が使用されている一部のデザート類は、代わりにゼリーを提供。
※通常給食で卵、乳が使用されているデザート類の代わりにゼリーが提供されない場合は、自宅から代わりを持参または、デザート類は食べない対応となります。

【安全性のために】

- ➡学校給食では、食品別、料理別の段階的対応や、分量による部分解除は行っておらず完全除去となります。
そのため、医師の指示により、自宅で原材料に卵や乳を使用しているパン等を食べていても除去となります。
- ➡通常給食で卵、乳が使用されていて食物アレルギー対応食が提供されない場合は、自宅から代わりを持参してください。
- ➡通常給食の卵、乳が使用されているパン、揚げパン、デザート類は、教室へ配りません。
- ➡保護者が学校へ「牛乳停止届出書」を提出した後、飲用牛乳(200cc 紙パック)の教室への配付を停止します。(P5参照)
- ➡食物アレルギー対応食は、卵と乳を使用しない献立です。

【例】通常給食	➡	【例】食物アレルギー対応食
親子丼(卵使用)		通常給食の献立で使用している卵を除去した鶏丼
クリームシチュー(乳使用)		通常給食の献立で使用している牛乳を除去したスープ
ピカタ(卵と乳使用)		通常給食の献立で使用している卵とチーズを除去したソテー
揚げパン(乳使用)		食物アレルギー対応食の提供はないため、自宅から代替のものを持参

(3) 食物アレルギー対応食の調理

調理場内に設置した「食物アレルギー対応食専用の調理室」(以下、専用の調理室という。)で調理し、国の基準に基づいて衛生管理を行ないます。

- ・調理器具は通常給食と共有しない
- ・食器やスプーンは通常給食と共有
- ・専用容器は通常給食の食器と洗浄

【誤食、誤配の防止及び衛生管理を徹底するために】

- ➡専用の調理室へ、卵、乳は持ち込みません。
- ➡通常給食と調理法や料理が異なる場合があります。

3 食物アレルギー対応食の献立予定表

学校へ電子メールで、保護者へアプリ「キッズビュー」から毎月下旬頃に翌月分を送付します。

※アプリ「キッズビュー」のインストールについては、学校へ問い合わせください。

【安全性のために】

- ➡学校給食は、食品別、料理別の段階的対応や、分量による部分解除は行っておらず完全除去となります。
(例：医師の指示により、自宅で原材料に卵や乳を使用しているパンを食べていても、学校給食では原材料に卵や乳を使用しているパンは除去となります。)
卵、乳が使用されていても食物アレルギー対応食が提供されない場合は、自宅から代替を持参してください。
- ➡学校と保護者及び児童は、原因アレルゲンについて「食物アレルギー対応食献立予定表」や「食品材料一覧表」で確認してください。
- ➡学校と保護者及び児童は、学校生活に必要な配慮について毎日情報共有してください。
※「食品材料一覧表」は、通常給食の材料や加工食品の原材料が記載されています。

4 食物アレルギー対応食が児童へ届くまでの手順

①専用の調理室

調理員等は、料理の入った専用容器を個人カードで確認した後、サインをしてコンテナへ収納します。

②学校の配膳室

配膳員は、千鳥学校給食センターから到着したコンテナ内の専用容器や、学校へ直接納品される食物アレルギー対応食用のゼリーを個人カードで確認し受取りサインをした後、4時間目終了後に教室で担任教諭へ手渡します。

※担任教諭が不在の場合は教頭が対応

③教室

担任教諭は、個人カードの確認及び受取りサインをした後、専用容器に入っている料理を専用容器付属の箸で食器へ盛り付けます。

※残した料理は専用容器へ戻す

※担任教諭は専用容器をコンテナへ返却

※欠席時は専用容器を開けずにコンテナへ返却

【誤食、誤配を防止するために】

➡食物アレルギー対応食が提供される日は、通常給食のおかわりはできません。

※当日欠席した児童の分を「おかわり」と表現しています。

➡対象児童の配膳は一番最初に行います。

➡学校は、担任教諭が不在でも同じ対応がとれるよう体制を整えます。

➡専用容器へ学校名、学年、組、児童名、除去内容等を記載した個人カードを添付します。

5 面談

平日に学校で実施し、自宅での状況や学校生活での対応等について情報共有します。面談は、申請時及び適宜実施します。

(1) 日時

- ・学校給食センターから学校経由で保護者へ連絡

(2) 参加者

- ・保護者
- ・学校(教頭、担任教諭、養護教諭、栄養教諭 等)
- ・学校給食センター(所長、担当者)

6 飲用牛乳

乳アレルギーがある場合、保護者は「牛乳停止届出書」を学校へ提出し、飲用牛乳（200cc 紙パック）の提供を停止してください。

※用紙は、学校へ申し出るか市ホームページからプリントしてください。

※在学中に一度提出すれば、進級時再提出は必要ありません。

【安全性のために】

➡学校給食では、飲用牛乳（200cc 紙パック）だけ除去（停止）し、乳を使用している料理やパンを食べることはできません。

食品別、料理別の段階的対応や、分量による部分解除は行っておらず完全除去となります。

7 申請方法

（1）新規に希望する場合の手順

①提出書類と提出先(保護者)

・学校生活管理指導表、調査票は、学校(入学予定校)へ提出

※学校生活管理指導表、調査票の用紙は学校(入学予定校)へ申し出てください。

(調査票の用紙は、市ホームページからプリントできます。)

※新一年生は、入学前の3月より入学予定校へ提出ができます。(土日祝日は除く)

②保護者より提出のあった書類(学校)

・速やかに電子メールにて学校給食センターへ提出

※受付欄へ受領日を記入し原本は学校保管

③面談の実施(保護者、学校、学校給食センター) (P4参照)

・面談で申請書を配付

④申請書の提出(保護者、学校)

・保護者は申請書を学校へ提出

・学校は速やかに電子メールにて学校給食センターへ提出

※受付欄へ受領日を記入

⑤決定通知書の送付(教育委員会)

・審査後、「浦安市学校給食食物アレルギー対応食提供事業決定通知書」(以下、決定通知書という。)を学校経由で保護者へ送付。

・決定通知書が前月の20日までに発行された場合、翌月から食物アレルギー対応食を提供。

※新一年生の食物アレルギー対応食は、早くても5月からの提供となります。

(2) 在学生在進級にあたり引き続き希望する場合の手順

①提出書類と提出先(保護者)

- ・ 学校生活管理指導表、調査票、申請書は学校へ提出。
※調査票、申請書は、遅くとも10月までに学校給食センターより学校経由で保護者へ配付します。
※学校生活管理指導表は、学校より配付します。

②保護者より提出のあった書類(学校)

- ・ 電子メールにて学校給食センターへ提出（提出締切日は2月中旬を予定）
※受付欄へ受領日を記入し原本は学校保管

③面談の実施(保護者、学校、学校給食センター) (P4参照)

- ・ 面談を実施する保護者へ学校経由で連絡

④決定通知書の送付(教育委員会)

- ・ 審査後、決定通知書を学校経由で保護者へ送付。

8 その他の手続き

(1) 年度途中で食物アレルギー対応食の提供を中止または、学校を転出する場合

①提出書類(保護者)

- ・ 「浦安市学校給食食物アレルギー対応食提供事業中止(変更)申請書」(以下、中止(変更)申請書という。)を学校へ提出
※用紙は、学校へ申し出るか市ホームページからプリントしてください。

②保護者より提出のあった書類(学校)

- ・ 速やかに電子メールにて千鳥学校給食センターへ提出
- ・ 学校から学校給食センターへ提出後に食物アレルギー対応食の提供を中止
※受付欄へ受領日を記入し原本は学校保管

(2) 年度途中で食物アレルギー対応食の区分を変更する場合

①提出書類(保護者)

- ・ 中止(変更)申請書、学校生活管理指導表、調査票を学校へ提出
※学校生活管理指導表は、学校へ申し出てください。
※中止(変更)申請書と調査票の用紙は、学校へ申し出るか市ホームページからプリントしてください。

②保護者より提出のあった書類(学校)

- ・ 速やかに電子メールにて学校給食センターへ提出
※受付欄へ受領日を記入し原本は学校保管

③面談の実施(保護者、学校、学校給食センター) (P4参照)

- ・面談で申請書を配付

④決定通知書の送付(教育委員会)

- ・審査後、決定通知書を学校経由で保護者へ送付。
- ・決定通知書が前月の20日までに発行された場合、翌月から食物アレルギー対応食の区分を変更。

(3) 市内転居で在籍する市立小学校を変更する場合

ア、転出校

転出が分かり次第、学校給食センターへ連絡をする。

※転出校から転入校へ食物アレルギー対応食提供事業に関する書類の受け渡しをしてください。

イ、転入校

転入が分かり次第、学校給食センターへ連絡をする。

9 緊急時対応

学校の食物アレルギー緊急時対応マニュアル等に基づいて、確実に対応します。

10 個人情報の取扱

学校給食センター及び学校は、「浦安市個人情報の保護に関する法律施行条例」に基づき、適切に取扱います。

【問合せ】 千鳥学校給食センター 047-382-2762(平日 8:00~16:30)